

# 中小企業関係税制の抜本改革

～平成12年度中小企業税制改正のポイント～

平成11年12月

通商産業省

中小企業庁

## 目 次

### 中小・ベンチャー関係税制

- 1．エンジェル税制の抜本拡充
- 2．留保金課税の抜本改革
- 3．青色申告特別控除制度の拡充
- 4．事業承継税制改革

### 固定資産税改革

### 確定拠出型年金の導入

### 民需喚起・経済対策

- 1．特定情報通信機器の即時償却制度の延長
- 2．中小企業投資促進税制及び中小企業技術  
基盤強化税制の延長
- 3．住宅ローン税額控除制度の延長

### 設備投資

# 中小・ベンチャー関係税制

## 1. エンジェル税制の抜本拡充

エンジェル税制を抜本改革し、現行の損失に係る特例措置(翌年以降3年間繰り越して他の株式譲渡益と通算)に加え、投資対象企業の株式公開に伴う譲渡益を1/4に圧縮することにより税負担を軽減(譲渡益の3/4が非課税)。ベンチャー企業への投資環境を飛躍的に整備。

### 〔新税制の特徴〕

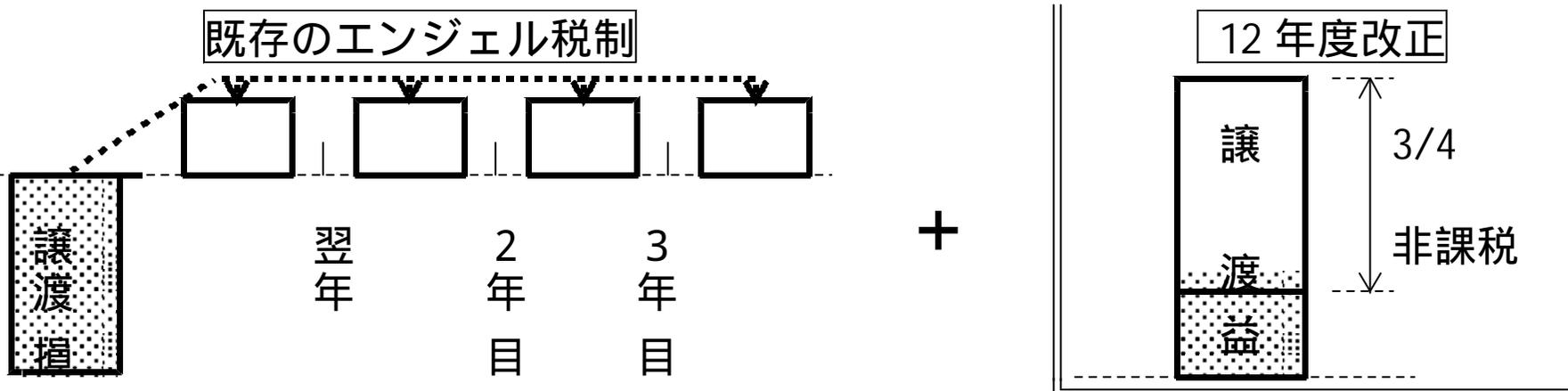
個人が投資したベンチャー企業の株式について、株式公開後1年以内に売却した場合に譲渡益を1/4まで圧縮。本措置は世界的にも異例(米国の類似スキームでも圧縮幅は1/2)

2000年4月から2005年3月までに取得し、公開前3年超保有のものに限る。

現行エンジェル税制の株式譲渡損失に係る特例措置との選択適用が可能。この結果、損失・利益のいずれが生じた場合でも優遇措置の利用が可能。

### 〔対象となる企業〕 設立10年以内の中小・ベンチャー企業(未登録・未上場の株式会社)

今臨時国会において、対象企業を創業5年以内から創業10年以内の企業に大幅に拡充。



## 2. 留保金課税の抜本改革

中小・ベンチャー企業の自己資本の充実を妨げ、成長の足枷となってきた留保金課税を創業10年以内の中小企業<sup>注1</sup>、及び一定のベンチャー企業<sup>注2</sup>について適用を停止。  
(抜本改革は昭和36年の創設以来初)

注1) 今臨時国会における中小企業の定義拡大により、全法人の99%以上をカバー

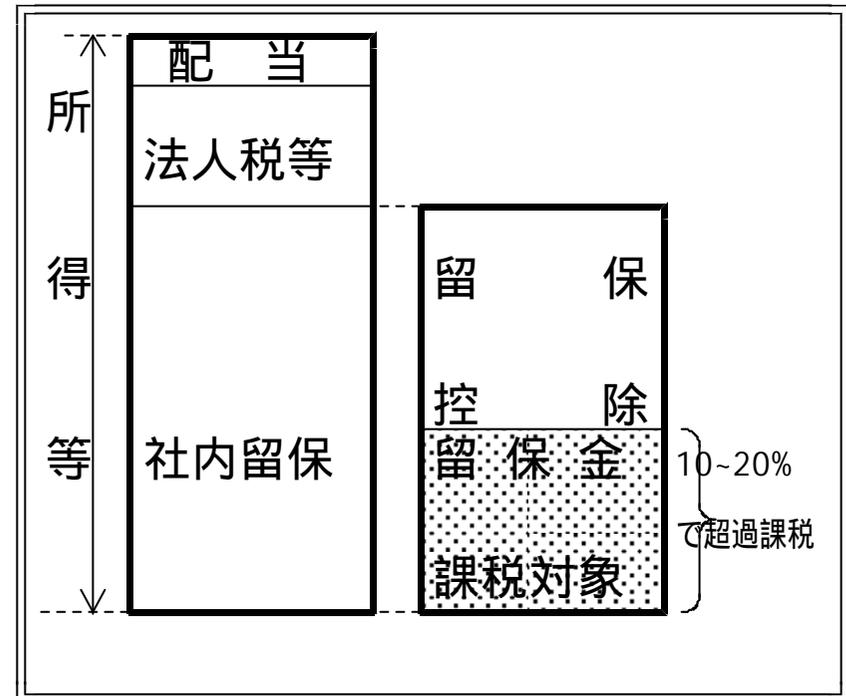
注2) 新事業創出促進法の認定ベンチャー企業。創業からの年数を問わず、大企業を含む全法人が対象となりうる。

### 留保金課税制度の概要

同族会社について、各事業年度の所得のうち、留保金額から留保控除額を差し引いた残額に対し、10~20%の税率で追加的に課税する制度。

株式の半数以上を3人以下の株主等が所有している会社。立ち上がり期のベンチャー企業のほぼ全てが該当。

平成9年度留保金課税額：1,667億円



## 3. 青色申告特別控除制度の拡充

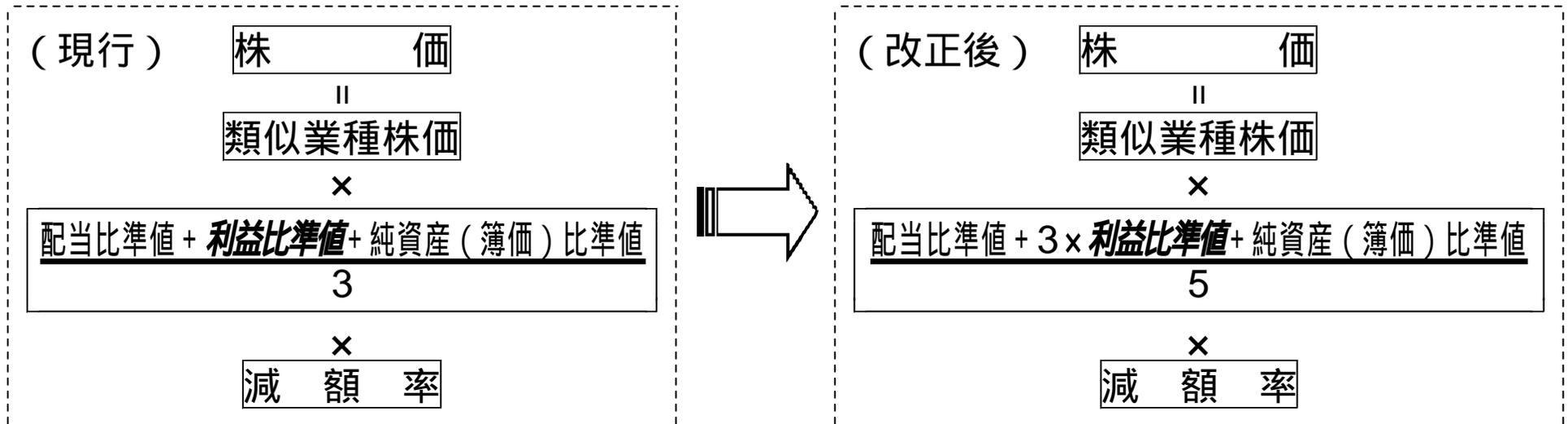
青色申告制度の更なる充実を図るため、青色申告特別控除額45万を55万に引上げる。

## 4 . 事業承継税制改革

取引相場のない株式の評価方法を昭和47年以来、28年ぶりに抜本改正するとともに、延納利子税を引き下げることにより、中小企業の事業承継に万全を期す。

### 1 . 取引相場のない株式の評価方法の抜本の見直し

(1) 株価算定方法の改正(「収益要因」の重視による「資産要因」のウェイト引下げ)



注) 比準値：対象会社と上場企業(標本)のそれぞれの一株当たりの値を比較した比率。

(2) 減額率の引上げ

( 現 行 ) 一律 0.7

( 改 正 後 ) 大会社 : 0.7、中会社 : 0.6、小会社 : 0.5

## 2 . 相続税延納の際の利子税率の引下げ

	平成 11年 12月まで	平成 12年 1~ 3月	平成 1 2年 4月以降
不動産・株式等の割合が 75%以上	4 . 2%	2 . 5%	2 . 2 %
不動産・株式等の割合が 50%以上	5 . 4%	3 . 3%	2 . 2 %
不動産・株式等の割合が 50%未満	6 . 6%	4 . 0%	3 . 6 %

約 100,000 人の既存延納者にも適用(累積延納額 1 兆 5,000 億円)。

新規延納者は毎年 10,000 人以上(延納申請額 4,000 億円程度)。

利子税率の引下げにより、延納期間が長い場合には、利子税負担が相当程度軽減。

(相続税の延納金額 1 億円、延納期間 20 年の場合 利子税合計 4410 万円 2310 万円)

(参考 1 ) 平成 9 年度の相続税負担 相続人 : 約 13 万 5 千人、相続税 : 約 2 兆円

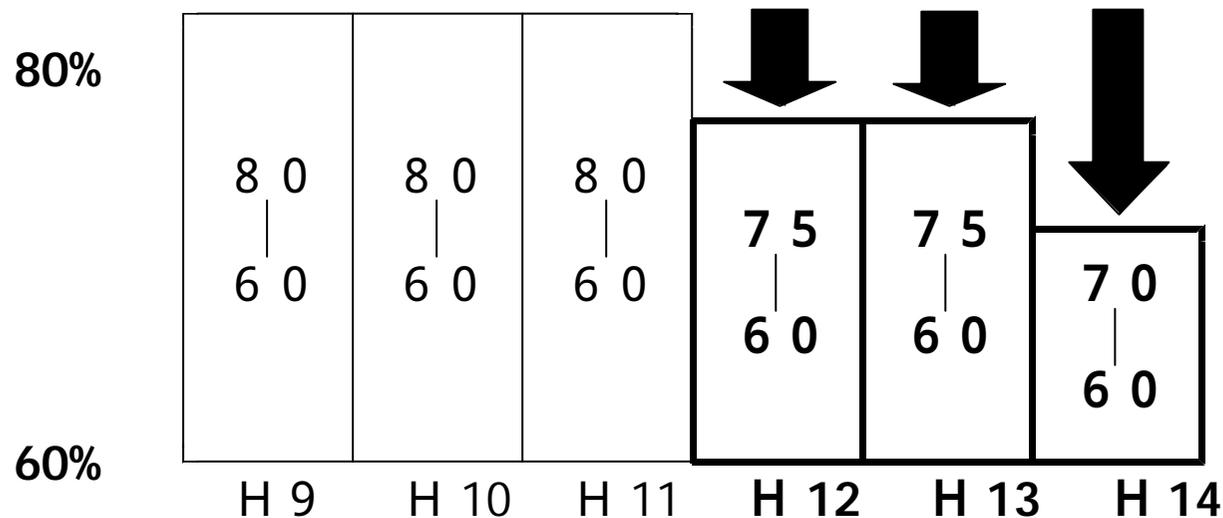
(参考 2 ) 最高税率の引下げを含む税率構造の見直しについては、個人所得課税の抜本の見直しに併せて、早急に検討して結論を得る(自民党平成 12 年度税制改正大綱)。

# 固定資産税改革

商業地等について、引き下げの目標となる負担水準（7割評価に対する割合）の上限を3年間で0.8から0.7に段階的に引下げる。

今回の措置により、大都市等、負担水準の高い土地については、2段階で負担の引き下げが実現  
 平成2年以降継続的に上昇し、既往最高水準を更新していた実効税率（地価に対する税額の割合）は、今回の措置により初めて減少に転ずる見込み

負担水準の引下げ



	実効税率
H 1 0	0.54%
H 1 1	0.56% (見込み)
H 1 2	0.55% (見込み)

# 確定拠出型年金制度の導入

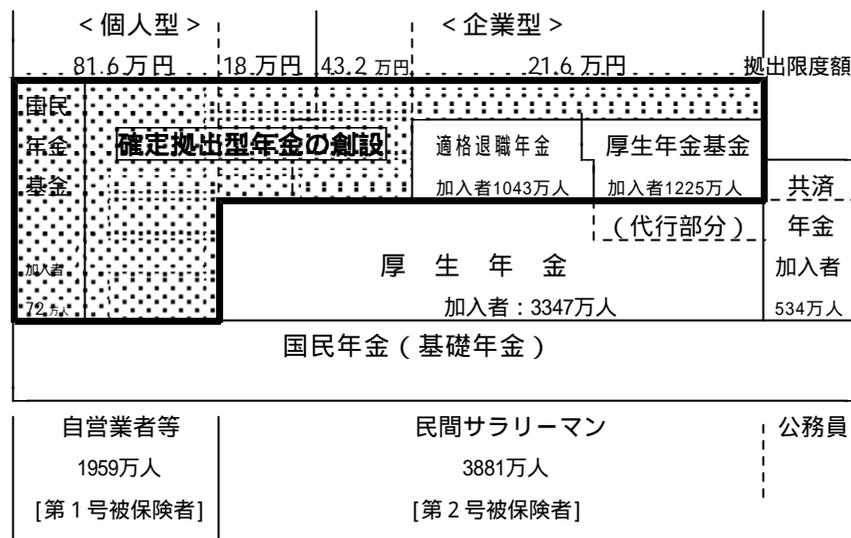
転職による不利がなく、中小・ベンチャー企業も導入しやすい確定拠出型年金制度を創設。

## < 制度創設に係る主な税制措置 >

	掛け金の拠出	掛け金の非課税枠	運用益	給付時
自営業者など	本人のみ	所得控除 年 81.6 万円	課 税 凍 結  (注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職時所得で控除を取る場合は</li> <li>公的年金等控除を場 合 適用は</li> </ul>
企業年金のない企業の従業員	従業員のみ	所得控除 年 18.0 万円		
	企業のみ	損金算入 年 43.2 万円		
企業年金のある企業の従業員	企業のみ	損金算入 年 21.6 万円		

(注) 運用時は特別法人税の対象となるが、平成 12 年度まで特別法人税は凍結中(当面は非課税)。平成 13 年度以降の扱いは、平成 12 年末に議論。  
既存の企業年金等からの移行は非課税措置。

## 〔 確定拠出型年金制度の位置づけ 〕



## < 確定拠出型年金制度導入のメリット >

- ・ 中小企業従業員への年金普及(1人以上から加入可能)
- ・ 年金のポータビリティ確保(転職の不利是正)
- ・ 確定給付型からの移行(積立不足の解消)

# 民需喚起・経済対策

## 1. 特定情報通信機器の即時償却制度(パソコン税制)の延長

高度情報化社会の実現を図るべく、100万円未満の情報通信機器を取得した場合に取得年度にその全額の損金算入を認める情報通信機器の即時償却制度を1年間延長する。

注) 下記の設備は法定耐用年数(パソコンの場合は約6年)で償却する必要があるが、本措置に限り、特例的に即時償却を認容するもの。

### 〔特定の情報通信機器の範囲〕

電子計算機、デジタル複写機、メモリー送受信機能付普通紙ファックス、デジタル構内交換設備、デジタルボタン電話設備、電子ファイリング設備、マイクロファイル設備、ICカード利用設備

### 〔延長の効果〕

中小企業を含む全産業の情報化による経済構造改革の進展  
生産誘発効果の大きい<sup>注</sup>情報化投資で景気浮揚に貢献。

(注) 情報化投資 2.23、従来型公共投資 1.73

〔延長後の期限〕平成13年3月31日

## 2. 中小企業投資促進税制・中小技術基盤強化税制の延長

### 中小企業投資促進税制の延長

あらゆる機械設備投資を対象とした中小企業投資促進税制を1年間延長する。

〔制度〕中小企業者等が機械設備等を取得し、又はリース契約により賃借した場合に7%の税額控除又は初年度30%の特別償却。あらゆる機械設備が対象。

（注）対象設備等： 取得価額230万円以上の機械及び装置（リースの場合は300万円以上）  
電子計算機等の特定の器具・備品（同一種類の取得価額合計が100万円以上のもの（リースは140万円以上））      トラック（車両総重量が3.5トン以上）      船舶

〔延長後の期限〕平成13年5月31日

### 中小企業技術基盤強化税制の拡充

中小企業の研究開発活動を支援するため、中小企業技術基盤強化税制を1年間延長する。

〔制度〕中小企業者の支出した試験研究費に対する税額控除。

税額控除率を10%に拡充。（平成13年3月31日まで延長）

### 3. 住宅ローン税額控除制度の延長

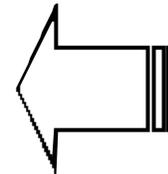
住宅ローン税額控除制度の半年間の延長<sup>注</sup>により、GDP の大きな割合を占める住宅関連需要の増大を図る。

注) 平成 13 年 6 月末までに居住した者について住宅ローン税額控除制度の対象とする。

#### [ 制度概要 ]

個人が住宅を新築(増改築等を含む)又は取得し、6 か月以内に入居した場合に年末のローン残高に対応した税額控除(最大税額控除額 587.5 万円)

住宅ローン税額控除制度	
控除期間	15 年間
対象住宅ローンの範囲	居住用住宅所得+敷地取得、増改築等
ローン残高限度額	5,000 万円(対象ローン金額に上限なし)
床面積要件	50 m <sup>2</sup> 以上
控除方式	税額控除(年末のローン残高に一律の控除率を乗じて得た金額)
控除率	1 ~ 6 年目まで 1 % 7 ~ 11 年目まで 0.75 % 12 ~ 15 年目まで 0.5 %
所得要件	3,000 万円以下



住宅取得促進税制	
控除期間	6 年間
対象住宅取得の範囲	居住用住宅取得増改築等
取得金額限度額	3,000 万円(同左)
床面積要件	50 m <sup>2</sup> 以上 240 m <sup>2</sup> 以下
控除方式	税額控除(控除率は借入金額に応じ通減)
控除率	1 ~ 2 年目まで 2 ~ 0.5 % 3 ~ 6 年目まで 1 ~ 0.5 %
所得要件	3,000 万円以下

(参考) 住宅投資額は 23.9兆円(平成9年度名目ベース) GDPの約5%  
住宅投資が誘発する他産業部門を含めた生産誘発額は 約44.0兆円

# 設備投資

設備投資減税(合計 1000 億円規模)について新規に約 50 設備を追加する等抜本的に拡充し、民需主導の経済成長軌道を確保する。

## ( 1 ) エネルギー需給構造改革投資促進税制 ( エネ革税制 )

〔制度の概要〕対象設備を取得した場合、7 %の税額控除又は 30 %の特別償却

〔拡充の内容〕高効率半導体製造用加熱炉等、14 の設備追加

## ( 2 ) 中小企業新技術体化投資促進税制 ( 中小メカトロ税制 )

〔制度の概要〕新技術を備えた設備を取得した場合、7%税額控除又は 30%の特別償却

〔拡充の内容〕多機能センサー測定装置等の 32 の対象設備の追加

## ( 3 ) 産業再生法に基づく事業革新投資に対する特別償却制度

〔制度の概要〕認定事業者が行った事業革新のための設備投資に 18% ~ 30%の特別償却

〔拡充の内容〕波長多重通信用先部品製造装置等の設備追加

## ( 4 ) リサイクル設備の特別償却制度

〔制度の概要〕リサイクル(再商品化)設備を設置した場合、最大 25%の特別償却

〔拡充の内容〕家庭用電気機器(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機)のリサイクル設備を対象に追加。

## ( 5 ) 公害防止用設備の特別償却制度

〔制度の概要〕事業者が公害防止用設備を設置した場合、16 %の特別償却

〔拡充の内容〕ダイオキシン類の排出削減に資する設備等を対象に追加